

○財務省令第五十五号

関稅定率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）及び関稅定率法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う關係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第二百四十号）の施行に伴い、関稅法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月十七日

財務大臣 麻生 太郎

関稅法施行規則等の一部を改正する省令

（関稅法施行規則の一部改正）

第一条 関稅法施行規則（昭和四十一年大藏省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の五の次に次の一条を加える。

（電子情報処理組織の使用の特例）

第七条の六 令第五十九条の七第四項（特定輸出者等の輸出申告手続）（令第六十五条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、

天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して同項に規定する輸出申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

第八条の三第一号イ(2)中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第三項」に改める。

第八条の四第六号中「第六十七条の三第四項」を「第六十七条の三第二項」に改める。

第九条を第八条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(電子情報処理組織の使用の特例)

第九条 令第五十九条の二十第二項(特例輸入者等の輸入申告手続)(令第三十六条の三第八項(令第五

十条の二、第五十一条の四第四項及び第五十一条の十二第八項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する財務省令で定める場合は、電気通信回線の故障、天災その他正当な理由により電子情報処理組織を使用して令第五十九条の二十第二項に規定する輸入申告を行うことができないことについて税関長が認めた場合とする。

第九条の六第四号中「ちまで」を「ほまで」に改め、同条第六号中「第六十七条の三第六項」を「第六十七条の三第一項」に改める。

第九条の七第二号中「第五十九条の五第二項」を「第五十九条の七第二項」に、「特定輸出申告の申告事項等」を「特定輸出者等の輸出申告手続」に改める。

(通関業法施行規則の一部改正)

第二条 通関業法施行規則(昭和四十二年大蔵省令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第六条第八号」を「第六条第十号」に改め、同条第三号中「第七号まで」を「第九号まで及び第十一号」に改める。

第二条中「第二条の二第三項」を「第三条第三項」に改める。

(関稅定率法施行規則の一部改正)

第三条 関稅定率法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の二中「、その輸入地を所轄する」を「当該物品の輸入申告をする」に改める。

第十三条中「申請書の添付書類」を「手続」に改め、「当該原料品の輸入地の」を削る。

(関稅暫定措置法施行規則の一部改正)

第四条 関稅暫定措置法施行規則(昭和四十四年大蔵省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「その輸入地を所轄する」を「当該物品の輸入申告をする」に改める。

附 則

この省令は、関税率法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十六号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。